

急速な高齢化への対応を進めるタイ

—中所得国型高齢化対応の成功事例となれるか—

調査部

副主任研究員 熊谷 章太郎

要 旨

1. タイは、アジア主要新興国のなかで最も早いペースで高齢化が進展しており、65歳以上人口比率は現状の約1割から2030年代に2割を上回ると見込まれている。本稿は、少子高齢化社会に伴う財政悪化リスク抑制に向けた政府対応や、労働人口減少への企業対応について分析するとともに、それらが在タイ日系企業に与える影響について展望する。
2. 少子高齢化に伴う財政悪化リスク抑制に向け、政府は、①課税ベース拡大を通じた税収増加、②国営企業の経営効率化を通じた納付金・配当の増加、③PPP（官民連携）方式によるインフラ整備を通じた歳出効率化、④年金給付開始年齢の引き上げを含む社会保障制度の見直し、などを進めている。いずれの取り組みも緒に就き始めた段階であるが、社会保障制度改革では低中所得層の介護問題への対応に遅れがみられる。今後、従来型の家族による在宅介護が持続不可能に陥るなか、介護が深刻な社会問題化するリスクがある。
3. 労働力人口減少に対しては、企業は、①自動生産技術やデジタル技術の活用を通じた生産性の向上、②省力化が困難な生産工程の周辺国への移管、により対応を進めている。前者については、ITやロボット工学にかかわる人材不足などが制約要因となっており、早急に関連分野の人材育成を図る必要がある。
4. 人口動態の変化は、企業の社会保障負担の増加、労働力確保の困難化、若年層向け消費市場の縮小といったマイナス影響を在タイ日系企業にもたらす。その一方、医療・介護、健康志向の食品・フィットネスなどを始めとする高齢者関連市場の拡大に加え、デジタル化や自動化など、新たな分野でのビジネスチャンスも増加する。高齢者ビジネスに関するノウハウを有するわが国にとっては、市場参入の機会拡大を意味するが、わが国のビジネスモデルをそのまま導入するのではなく、タイの市場環境に即したビジネスモデルをカスタマイズしていくことが求められる。

目次

はじめに

1. タイの高齢化の現状と見通し

- (1) 高齢化のペースがアジア新興国で最も速い理由
- (2) 高齢者の生活実態

2. 高齢化に伴う財政悪化リスクへの対応

- (1) 財政の現状・見通し
- (2) 税収増加に向けた動き
- (3) 国営企業の経営効率化に向けた動き
- (4) PPP推進に向けた動き
- (5) 社会保障制度改革に向けた動き

3. 労働人口減少への対応

- (1) 深刻化する人手不足
- (2) 人手不足への対応の方向性
- (3) 懸念される人材開発の遅れ

4. 在タイ日系企業への影響

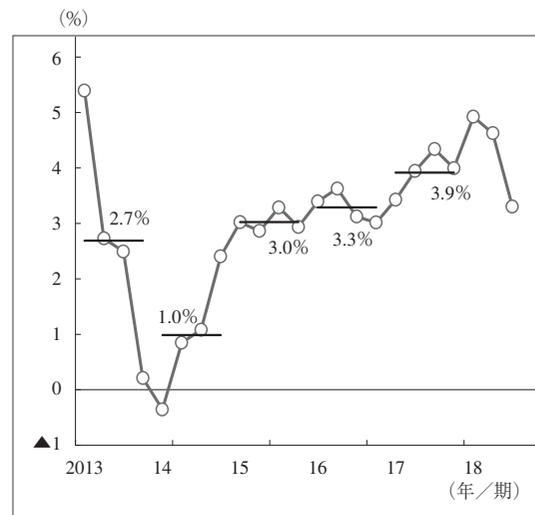
- (1) 予想される事業環境の変化
- (2) 新たなビジネスチャンス

おわりに

はじめに

2014年以降、タイでは景気の持ち直しが続いている。中国を始めとしたアジア各国の景気減速に伴う輸出低迷、2011～12年の景気対策の反動、国内政治の混乱に伴う消費・投資マインドの悪化などを背景に、実質GDPは2013年入り後から急速に鈍化した（図表1）。とりわけこれらのマイナス影響が集中した2014年1～3月期には、前年同期比▲0.4%と、大洪水により製造業の生産活動が一時的にストップした2011年10～12月期以来のマイナス成長となった。しかし、その後は同年5月の軍事クーデターをきっかけに政局が落ち着いたことに加え、世界経済の拡大に伴う

図表1 実質GDP（前年比）



（資料）National Economic and Social Development Board

輸出の持ち直しや世界的な株高を受けた国内株式市場の好調に伴う企業・消費マインドの改善などを背景に、景気の持ち直しが続いている。2018年7～9月期の実質GDPは前年比+3.3%と前期（同+4.6%）から鈍化したものの、同年末にかけて実施される各種景気対策により底堅い成長が維持され、2018年通年では6年振りの高成長になると見込まれている。

2019年前半には民政復帰に向けた総選挙が予定されている。国内政治や米中貿易戦争の激化といった内外の不確実性には留意する必要があるものの、EEC（Eastern Economic Corridor、東部経済回廊）に関するインフラ整備が下支え要因となり、底堅い経済成長が続くと見込まれる。ただし、タイではアジア主要新興国の中で最も早いペースで少子高齢化が進展しており、労働力人口減少と一段の高齢化による景気下押し圧力が次第に強まることを踏まえると、大幅な成長加速は期待出来ない。高齢化社会への対応が遅れば予想を上回る減速に見舞われるリスクがあることに留意する必要がある。

タイの少子高齢化は既に様々な文献で指摘されているものの、この問題を包括的に捉えた日本語文献は限られている。こうしたことを踏まえて、本稿は最近のタイ経済に関する動向を高齢化という大きな枠組みのなかで捉え直すとともに、在タイ日系企業への影響について展望する。まず、1. でタイの人口動

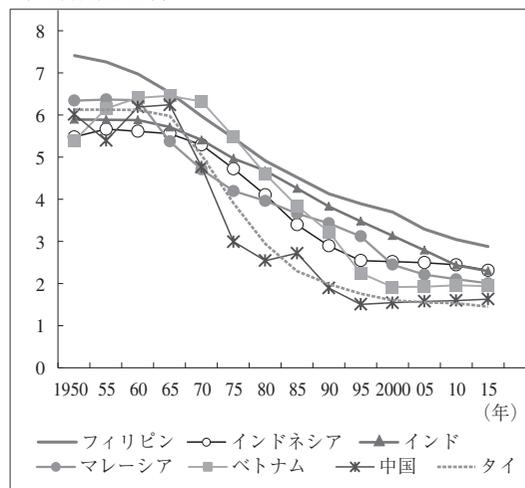
態や高齢者の生活実態を整理する。2. では、高齢化に伴う財政悪化リスク抑制に向けた政府の対応をみる。続いて、3. では労働力人口減少への企業の対応について分析する。以上を踏まえて、4. で在タイ日系企業に対する影響を分析する。

1. タイの高齢化の現状と見通し

(1) 高齢化のペースがアジア新興国で最も速い理由

まず、タイの人口動態のこれまでの変化と先行きをみる。1970年代以前、タイの合計特殊出生率は5を上回る水準が続いており（図表2）、総人口も毎年3%程度の増加が続

図表2 アジア新興国の合計特殊出生率
(合計特殊出生率)



(資料) United Nations

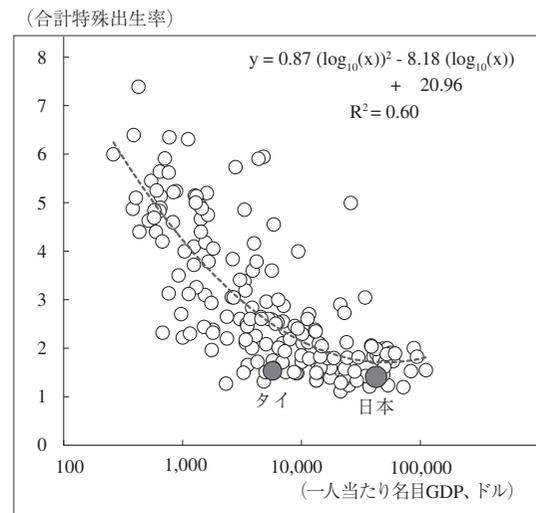
いていた。しかし、一人当たりの医療・教育支出を増やすため、政府が産児数を抑制する家族計画を奨励したことを受けて、出生率は1970年代入り後から急低下し始めた。エイズを始めとする性感染症の予防に向けた取り組みが進められ、避妊具の使用が一般化したこともあり、計画外の出産が大幅に減少した。これにより出生率は1990年代前半に人口置換水準の目安とされる2.1を下回る水準まで低下した。中国やベトナムのような厳格な産児制限が実施されなかったにもかかわらず、タイの出生率がこれらの国よりも低くなった一因に、McGraw-Hill Education [2014] が指摘するように、1974年に前保険大臣、Mechai Viravaida 氏によって設立されたPDA (Population and Community Development Association) による草の根レベルでの家族計画奨励キャンペーンの成功がある。PDAは、「Too many children make you poor」というテーマソングを用いて、それまで家族計画がタブー視されていた農村部でも避妊具の使用を奨励するキャンペーンを展開し、地方の人々の家族計画に対する認識を改めることに成功した(注1)。

加えて、女性の教育水準の向上に伴う社会進出が進む一方、家事・育児・老親の介護などは女性が担うべきという伝統的な男女の役割分担が現在も根強く残っていることも未婚化・少子化に影響している(注2)。この結果、出生率は足元で1.5弱に低下しており、労働

力人口は2010年代前半をピークに減少に転じている。チュラロンコン大学の人口学研究所が女性の結婚観について実施したアンケート調査では、未婚女性の6割以上が「結婚する気がない」と回答しており、結婚した女性についても7割強が「子供を持たなくても幸せな人生を送ることが出来る」と回答している。ライフスタイルの多様化に伴う未婚化・晩婚化は世界的な現象であり、所得水準の上昇とともに出生率が低下する傾向がみられるが、タイの出生率は同程度の所得水準の国と比べても低い(図表3)。

政府は少子化に歯止めをかけるべく、子供一人当たり年間3万バーツとなっている子女

図表3 各国の一人当たり名目GDPと合計特殊出生率 (2010～15年平均)

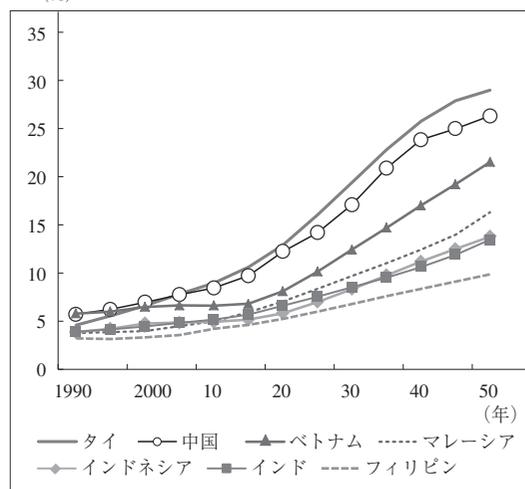


(資料) United Nations, IMF

の教育にかかわる所得税控除枠の上限を、2人目以降は6万バーツに拡大するなど、税制優遇措置の拡大などの取り組みを進めている。しかし、こうした取り組みにもかかわらず、出生率は上昇に転じていない。妊娠中の医療費支援のため、最大6万バーツの追加税控除枠も導入されたが、こうした税制優遇措置だけでは不十分であろう。わが国では少子化対策に向けて、男性の家事・子育てなどへの参加意識の向上、仕事と家庭の両立を促すような企業文化の形成などが進められているが、タイでも同様の取り組みが求められる。

少子化が進む一方、医療技術の向上や医療サービスへのアクセスの改善などにより平均寿命は1970年代前半の男性58歳、女性63歳から、足元では男性71歳、女性78歳と、アジア新興国のなかでも相対的に早いペースで延伸した。2002年に初診料30バーツで幅広い治療を受けることが出来る、いわゆる「30バーツ医療制度」が導入され、低所得者の医療サービスへのアクセスが大幅に改善されたことも平均寿命の延伸に寄与した。今後も、高度な医療技術の普及や人々の健康意識の高まりなどにより、平均寿命は2030年にかけて男性75歳、女性82歳に一段と延伸すると見込まれている。これらを受けて、総人口に占める65歳以上人口は現在の約1割から2030年代には2割を上回り、アジア主要新興国のなかで最も早いペースで高齢化が進むと予想されている(図表4)。

図表4 アジア新興各国の65歳以上人口比率 (%)



(資料) United Nations

タイの人口動態の変化は、わが国の1985年から2005年にかけての変化に相当する。しかし、わが国の一人当たり名目GDPは1980年後半に2万ドル台後半であったのに対し、タイの所得水準は7,000ドル弱に過ぎない。これは、極めて早い段階で高齢化という問題に直面することを意味している。

少子化対策は極めて重要であるが、出生率の上昇が人口動態に影響を及ぼすには数十年単位の時間がかかることを踏まえると、少子化対策の成否にかかわらず高齢化対策を進める必要がある。政府もその重要性を認識しており、後述するように様々な対応策を打ち出しているものの、その多くは緒に就いた段階である。

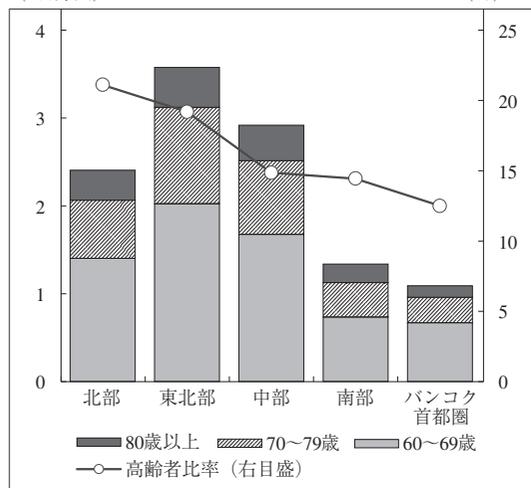
(2) 高齢者の生活実態

続いて、タイの高齢者の生活実態を、NSO (National Statistical Office、国家統計局) の「Survey of The Older Persons in Thailand (高齢者実態調査)」をもとに確認する(注3)。ビジネスや観光でタイを訪れる日本人の多くはバンコクを始めとした都市部に対する印象でタイの経済・社会状況を捉えがちであるが、タイの高齢者を取り巻く環境には大きな地域間格差が存在することを認識する必要がある。バンコク首都圏に在住する高齢者は全体の1割に過ぎず、大半は東北部、南部、北部に居住している。そのため、バンコクの状況だけでタイの高齢化の現状を捉えるべきでは

ない。高齢者比率をみても、バンコク首都圏では、所得水準の低い他地域からの若年労働力の流入を受けて、60歳以上人口比率が約1割にとどまっているのに対し、北部では既に2割超に達している(図表5)。職種についても、バンコク首都圏では小売・卸売業の比率が高い一方、東北部、北部では大半が農林水産業に従事している(図表6)。なお、農林水産業や小売・卸売業の自営業比率の高さを背景に、全国平均でみると高齢者の4割弱が就業している。

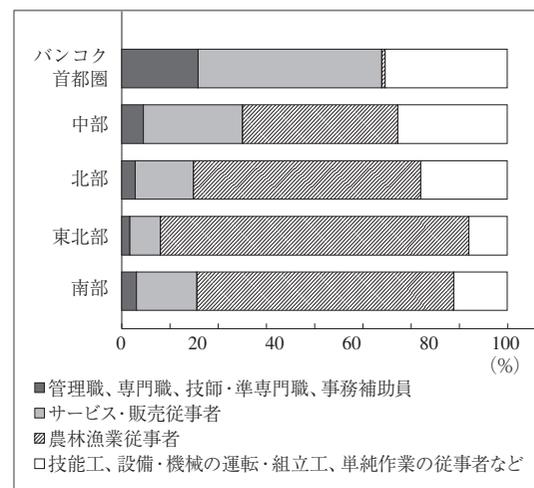
高齢者を取り巻く状況に関するわが国との大きな違いとして、以下の2点を指摘出来よう。第1に、保有資産の乏しさである。わが国では、高齢者が金融資産の大半を保有して

図表5 地域別高齢者数・高齢者比率(2017年)
(100万人) (%)



(資料) National Statistical Office

図表6 地域別高齢者の就業職種(2017年)



(資料) National Statistical Office

いるが、タイでは高齢者世帯の8割強の保有資産は、100万バーツ未満にとどまっている(図表7)。そのため、生活資金を子女からの仕送りや政府からの現金給付などに依存している。本人の居住用の土地・家屋に対しては固定資産税が課せられないこと、農林水産業への従事比率が高く食料の自給自足が可能であること、気候が温暖であることから、最低限の衣食住を確保しやすいものの、それ以外の分野への支出が可能な世帯はバンコク首都圏や中部に在住する高齢者に集中している。

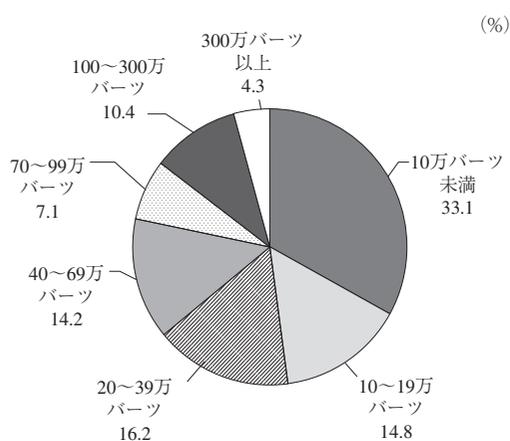
第2に、社会保障制度の未整備である。タイでは、就業者の1割を占める公務員や国営企業の従業員に対しては、民間企業よりも所得水準が低いこともあり、医療・年金の手

厚い制度が整えられている(図表8)。医療サービスについては、本人に加え被扶養者も対象となり、退職後も引き続き保険制度が適用される。私立病院への入院費用などを除き、大半の医療サービスが無料で受けられる。

他方、就業者の3割を占める民間企業の従業員に対しては、SSS(Social Security Scheme、社会保障基金)の下で同様のサービスが提供されているものの、登録された医療機関のみが対象となることや、無料診療となる金額の上限が設定されているなど、公務員向けと比べるとカバーされる範囲が限られている。また、医療サービスが受けられるのは被用者本人のみである。年金については、2014年から給付が開始されているが、年金制度の導入当初は従業員20人以上の事業所のみが強制加入の対象であり、全事業者が対象となったのは2002年である。そのため、必要な加入期間(15年)を満たしていないまま退職年齢を迎える労働者も一定程度存在する(注4)。受給資格を満たしていない退職者に対しては、これまでの拠出分に利子を加えた一時金のみが支給される。退職金積立制度(プロビデントファンド)については、これまで任意加入となっていたが、今後、強制加入への段階的な切り替えが予定されている。

最大のシェアを占める自営業者に対しては、税金を財源とする医療・年金サービスが提供されているが、その内容は限られている。医療については、「30万バーツ医療制度」のもと、

図表7 高齢者(60歳以上)の保有資産(2017年)



(資料) National Statistical Office

図表8 タイの主な社会保障制度

| | 公務員・国営企業従業員 | 民間企業従業員 | その他自営業者など |
|----|--|---|--|
| 医療 | <p>公務員医療保険制度 (Civil Servant Medical Benefit Scheme)</p> <p>*退職後も適用 *家族の利用可</p> <p><本人負担・給付>私立病院への入院費用などを除き、無料で医療サービスを受けられる</p> | <p>社会保障制度 (Social Security Scheme)</p> <p>*加入者本人のみ</p> <p><本人負担・給付>登録された医療機関で、一定限度を超えるまで無料で医療サービスを受けられる <保険料>労使折半で被用者の賃金の10%を拠出(上限15,000バーツ)、政府が2.75%を追加拠出</p> | <p>国民医療保険制度 (Universal Coverage Scheme)</p> <p><本人負担・給付>指定された病院(殆どが国立病院)で低額もしくは無料で医療サービスを受けられる</p> |
| 年金 | <p>政府年金基金 (Government Pension Fund)</p> <p><支給開始年齢>60歳 <保険料>被用者の給与の3%を政府が拠出すとともに、一定の金額を政府準備金勘定に割当 <給付水準>拠出額と運用利回りの合計</p> | <p>社会保障制度 (Social Security Scheme)</p> <p><支給開始年齢>55歳 <給付水準>退職前の5年間の月額平均給与を基に支給額を算定</p> <p>退職金積立基金 (Provident Fund)</p> <p><保険料>被用者の賃金の2~15%を労使折半で拠出 <給付水準>退職時に運用実績に応じて給付</p> | <p>老齢福祉手当 (Monthly Subsistent Allowance)</p> <p><給付>60歳以上の高齢者に対して、年齢に応じて600~1,000バーツ/月を支給</p> <p>国民貯蓄基金 (National Saving Fund)</p> <p><支給開始年齢>60歳 <積立額>年間50~13,200バーツ、政府も加入者の年齢に応じて50~100%を追加拠出 <給付水準>拠出額と運用利回りの合計</p> |
| 介護 | 公的な介護保険制度は存在しない | | |

(注1) ■：税財源、■：保険料が主たる財源。

(注2) 制度の概要を把握するため、一部を簡略化している。

(資料) Social Security Office「Social Security System in Thailand」、厚生労働省「2017年 海外情勢報告」などを基に日本総合研究所作成

低額もしくは無料で医療サービスが提供されているが、同制度が適用されるのは事前に指定された国立病院で受診する場合に限られる。また、急性期治療が中心となっており、長時間の待機時間が常態化している。年金については、国家貯蓄基金が2015年に設立されたばかりであり、現在の加入者は60万人程度に過ぎない。年金制度の対象とならない高齢者に対しては、月額600~1,000バーツの老

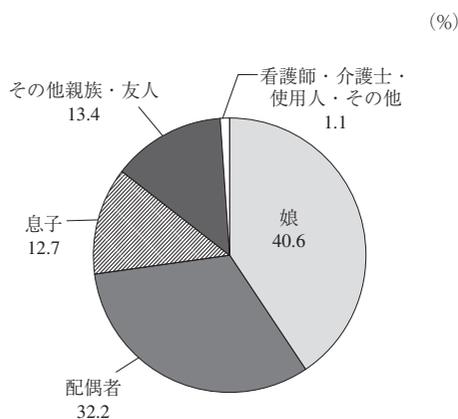
齢福祉手当が支給されるが、現在の最低賃金が月額308~330バーツであることを踏まえると、僅かな金額といえよう(注5)。そのため、就業していない高齢者にとっては、子女からの仕送りが最大の収入源となっている。

また、家族が自宅で介護するという伝統的な価値観が根強いこともあり、公的な介護保険制度も存在しない。要介護者への主たる介

護提供者は実の娘と配偶者がそれぞれ4割、3割を占めており、専門的な施設で有料のケアを受ける割合は限られている（図表9）。もっとも、今後の高齢化ペースを勘案すると、従来型の介護は持続不可能となり、専門的な施設で介護する比率が高まっていかざるを得ないだろう。

- (注1) Mechai氏は、「キャベツを買うのと同じくらいに、気軽にコンドームを買う」というキャッチフレーズを用いて避妊具の使用を奨励した。啓蒙活動の一環として同フレーズにちなんだ「Cabbage & Condom」というレストランを展開しており、観光地にもなっている。
- (注2) 「男性は象の前足、女性は象の後足」という諺があるように、タイではかつて男性中心の社会が形成されていた。
- (注3) 本統計では60歳以上を高齢者と定義し、統計が作成されている。
- (注4) 一定の年齢まで非正規として民間企業で勤務した後、自営業者に転じるパターンも多いことも、受給資格を満たしていない退職者が多い一因である。

図表9 要介護支援者への主たる介護提供者 (2017年)



(資料) National Statistical Office

(注5) 財務省は、老年福祉手当を2019年に一律1,000バーツに引き上げることを目指している。

2. 高齢化に伴う財政悪化リスクへの対応

続いて、高齢化の進展に伴い生じる諸問題のうち、とりわけ影響が大きいと考えられる財政悪化リスクと人手不足に焦点を当て、政府や企業の対応状況を見る。

(1) 財政の現状・見通し

まず、近年の一般政府の財政状況を見ると、債務残高の対名目GDP比は約4割であり、財政収支は2015～16年は黒字、2017年は赤字に転じたもののGDPの1%に収まるなど比較的健全な状況を維持している。2018年も当初の予想を上回る高い成長が続き税収の上振れが続いた。こうしたなか、財務省は、①公的債務残高を対名目GDPの60%以下にする、②外貨建て債務を公的債務全体の10%以下かつ財・サービス輸出額の5%以下にする、③単年の財政赤字は経常歳入の35%未満にするなど、今後も現在の財政規律を維持する方針を示している（Fiscal Policy Office [2018]）。また、IMFが2018年6月に公表した4条協議レポート（IMF [2018]）は、債務残高のGDP比が2023年にかけて現在と同水準で安定的に推移するとの見方を示している（注6）。ちなみに、IMFの推計は、実質GDP成長率、イ

インフレ率、金利などを含む様々なマクロ経済変数間の関係に基づいて推計されたものであり、各制度部門別の財政収支の内訳の予測は公表されていない。

このように、当面は財政の安定性が維持されると見込まれるが、以下を踏まえると、財政の健全性を長期にわたって維持するのは容易ではないだろう。まず、制度部門別に一般政府財政の収支をみると、社会保障基金の黒字が全体の赤字幅の抑制に大きく貢献しているが（図表10）、今後高齢化が進展するなかで同部門の収支は悪化すると予想される。また、税金が財源となっている老齢福祉手当や医療関連の支出は増加傾向が続く。その一方で、労働力人口減少が税収の約1割を占める

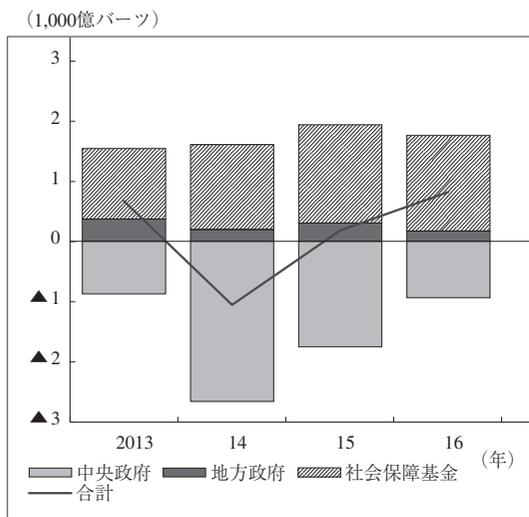
個人所得税収を下押しする（図表11）。こうした状況下、政府は様々な取り組みを通じて財政の安定性向上を図っている。

(2) 税収増加に向けた動き

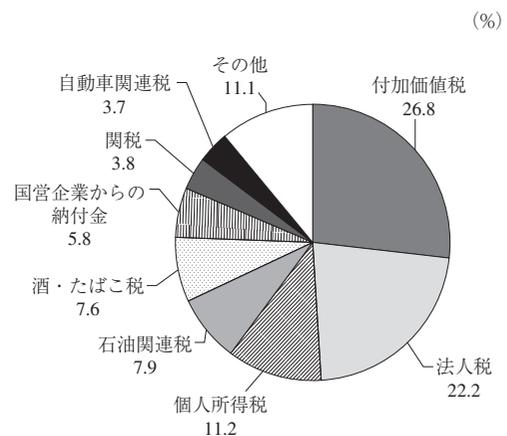
中長期の財政の安定性向上に向けた取り組みとして、まず注目されるのが税制改革である。政府は、税収増加とともに格差是正や健康増進などを図るため、様々な取り組みを展開している（図表12）。改革の基本方針は、ソムチャイ財務次官が2018年3月にバンコクポスト紙の取材で述べているように、消費・資産関連の課税ベースの拡大と徴税効率の改善である（注7）。

資産に対する課税としては、1億バーツを

図表10 制度部門別財政収支



図表11 政府の歳入内訳（2017年）



図表12 税収増加につながる最近の税制改正に向けた動き

| 項目 | 内容 | 税収増以外に期待される効果 | 導入状況 |
|------------------------|---|--------------------------------------|---|
| 相続税の導入 | 1億バーツを超える相続財産に対して10%を課税（相続人が直系尊属・直系卑属の場合は5%） | 格差是正 | 2016年2月導入 |
| 贈与税の導入 | 2,000万バーツを超える財産に対して5%を課税 | 格差是正 | 2016年2月導入 |
| 土地・建物税の導入 | 土地を農地、住宅地、商用地、未使用地の4種類に分類、土地の種類と評価額に応じて0.01～0.7%を課税 | 格差是正、不動産の有効活用 | 2020年1月導入予定 |
| 砂糖税の導入 | 砂糖の含有量に応じて0.1～1.0バーツ/100mlを課税。税率は段階的に引き上げられる予定。 | 健康増進を通じた医療費抑制 | 2017年9月導入（2年間の猶予期間があり、課税は2019年9月より実施） |
| 仮想通貨などデジタル資産取引への課税 | 売却益に対して15%の課税 | 投機の規制 | 2018年5月導入 |
| 債券投資信託の分配金引き上げ | 債券投資信託の分配金に対する源泉徴収率を10%から15%へ引き上げ | 債権の直接投資に対する利子への課税率と同率にすることで、投資の歪みの排除 | 2018年8月に閣議決定 |
| インターネット上のコンテンツ配信に対する課税 | YouTubeなど、インターネット上で動画などのコンテンツを配信する業者に対する課税（詳細検討中） | 消費者保護、メディア産業の健全な発展のための原資 | 検討中 |
| たばこ増税 | 1箱60バーツ以下のたばこに対する課税を現行の20%から40%へ引き上げ | 健康増進を通じた医療費抑制 | 2019年10月実施予定（政府が2021年への延期を非公式に決定したとの報道あり） |
| 二輪車への物品税の課税 | CO ₂ 排出量に応じて150～200バーツを課税 | 環境保護 | 検討中 |
| 単一帳簿政策の厳格化 | 国税局に提出した財務諸表のみを与信審査に活用するように金融機関に要請 | 脱税行為の防止 | 2019年1月より厳格化 |
| 連結納税制度の見直し | 各社の本社・海外子会社の法人税支払い方法の見直し（詳細検討中） | 徴税事務の効率化、脱税行為の防止 | 検討中 |

（資料）日本総合研究所作成

超える相続財産に対する最大10%の課税や2,000万バーツを超える財産贈与に対する5%の課税が2016年2月に開始され、大きな注目を集めた。また、土地・建物税については、これまでNLA（National Legislative Assembly of Thailand、タイ国家立法議会）における審議延長を受けて導入時期の先送りが続いてきたが、2018年11月にNLAで可決され、2020

年1月から施行されることが決定した。土地は農地、住宅地、商用地、未使用地の4種類に分類され、種類と評価額に応じて0.01～0.7%が課税される。これらの資産課税導入には、2000年代後半以降の政治対立の一因にもなった、所得格差の是正といった目的も込められている。富裕層からの反対が根強いことから、現時点では控除額が大きいことに加

え税率も低く設定されている。しかし、今後、高齢化対応のための財源確保の必要性が高まるなかで、引き上げ圧力が強まっていくだろう。

また、急速に拡大するデジタル経済に対応した課税も開始されている。例えば、近年取引が急速に活発化している仮想通貨を含むデジタル資産に対して、投機抑制の観点から売却益に15%の課税を行うデジタル資産関連法が2018年5月に施行された。2018年12月にはEC（電子商取引）事業からの徴税に関する国税法改正案もNLAで可決されており、2020年1月からの施行が予定されている。国税局は、金融機関のシステムを国税局のシステムと連結し、一定件数・金額以上の入金・送金のある口座を特定し、納税義務の有無を調査する予定である。この他、インターネット上の消費者保護のため、YouTubeなどコンテンツ配信業者への課税も検討されている。

税収増加とともに健康増進を通じた医療関連支出抑制を目指す税制の整備も進められている。例えば、清涼飲料水の砂糖含有量に応じて100ml当たり0.1～1.0パーツの課税を行う「砂糖税」が2017年9月に導入された。糖分以外の成分については現在のところ課税対象となっていないが、課税対象が今後広がっていく可能性がある。実際、保険省は健康志向を強めており、2018年7月に循環器疾患を招くリスクのあるトランス脂肪酸を含む食品の製造・輸入・販売を2019年1月から禁止す

る方針を発表している。塩分についても一人当たり年間摂取量を現状から3割削減する方針を示している。当面は食品メーカーへの協力要請、健康保健食品への認定などを通じた取り組みを進めていく方針を示しているが、健康食品使用奨励に向けて、ガン、脳卒中、循環器疾患などにつながりやすい脂肪・塩分を含む食品に対する課税が行われる可能性がある。財務省は導入を否定しているものの、「塩税」が導入されるとの噂も出始めている。この他、既に課税が行われているタバコについても、1箱60パーツ以下の税率を現状の20%から40%に引き上げる方針が示されている。

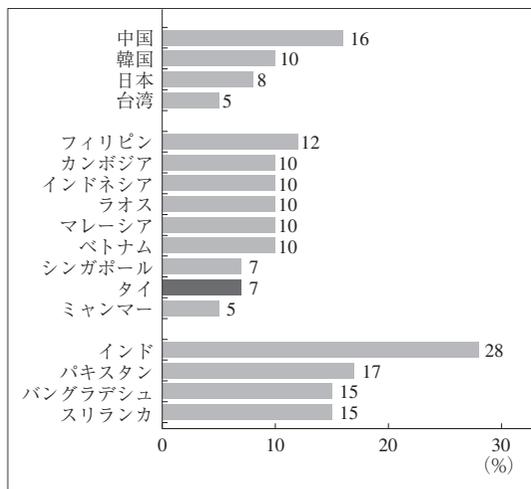
加えて、環境保護促進のためのCO₂排出量に応じた二輪車への物品税適用、徴税事務の効率化や脱税防止を目指した連結納税制度の見直しなども検討されている。脱税防止策については、財務省は、2019年より「単一帳簿政策」を厳格に適用する方針を示している。タイの中小企業は、納税にかかわる帳簿と、銀行からの融資交渉に関わる帳簿の2種類を作成することが一般的であったが、2019年1月より国税局に提出した財務諸表のみを与信審査に活用するように商業銀行に対して指示している。この他、バンコク首都庁が進めている、景観の改善・火災の抑制などを目的とした屋台運営の排除に向けた取り組みなども、インフォーマル・セクターの縮小を通じて徴税効率の向上につながると見込まれる。

このように様々な分野で税収増加に向けた取り組みが展開されるなか、最大の税収項目であるVAT（付加価値税）の税率に対しても引き上げを推奨する声が出ている。例えば、IMFは、景気回復基調が明確化した後に段階的に税率を7%から10%へ引き上げを提言している（IMF [2016]）。チュラロンコン大学医学部のThira Woratanarat准教授も、今後増大が予想される医療費の確実な財源として1%のVAT税率引き上げを提言している（注8）。タイの付加価値税率は周辺国に比べて低く、一定の引き上げ余地が存在することもあり（図表13）、軍事政権は2014年の

クーデター直後には10%への税率引き上げについて前向きな姿勢を示していた。しかし、民政復帰に向けた総選挙を2019年前半に控えるなか、政策スタンスを税率据え置きに転換させている。国税法によりVAT税率は本来10%に定められているが、アジア通貨危機発生時に暫定的に7%に引き下げられて以降、勅令による更新が繰り返されている。2018年7月の閣議でも、2019年9月末まで延長更新することが決定されている。

今後のVAT税率の動向は、2019年前半に予定されている総選挙後に発足する新政権の政権基盤の安定性に依存することになる。ただし、政権基盤が安定していた軍政下でも引き上げが行われなかったことを踏まえると、今後も引き上げは難しいとみられる。

図表13 アジア各国の付加価値税率



（注）中国の増値税の標準税率は0～16%の4段階、インドのGSTの標準税率は5～28%の4段階。マレーシア・パキスタンは財の売上税の基本税率、ミャンマーは商業税の基本税率。

（資料）各国財務省、JETROウェブサイトなどを基に日本総合研究所作成

(3) 国営企業の経営効率化に向けた動き

税制改革とともに、国営企業からの納付金や配当収入の増加を目指して、政府は国営企業の経営効率化に着手している。タイには、同国を代表するエネルギー企業であるPTTやタイ国際航空、タイ空港公社、5大商業銀行の一角をなすクルンタイ銀行といった上場企業のほか、バンコク市内の高架鉄道や地下鉄の運営を担うバンコク大量輸送公社、地下鉄公社などを含む55の国営企業が存在し（図表14）、財務省傘下のSEPO（State Enterprise Office、国営企業政策事務局）が所轄している。これらの国営企業は14兆バーツを上回る総資

図表14 国営企業リスト

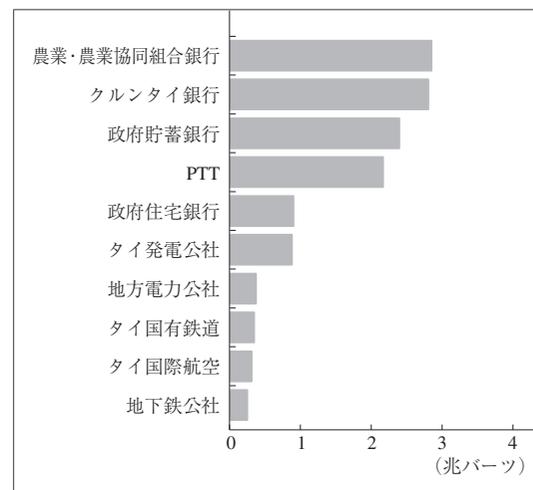
| | |
|-------------|--|
| 電力（4社） | 首都圏配電公社、タイ発電公社、地方電力公社、PTT |
| 物流（10社） | 高速道路公団、タイ港湾公団、地下鉄公社、高速鉄道公社、タイ国際航空、運輸有限会社、エアロタイ、民間航空訓練センター、バンコク大量輸送公社、タイ海運公社 |
| 社会・科学技術（5社） | タイ国スポーツ局、タイ科学技術研究所、タイ国立科学博物館、タイ国政府観光庁、政府製薬機構 |
| 公共サービス（6社） | タイ住宅公社、タイ首都圏水道公社、地方水道公社、排水処理公社、タナーラック資産開発公社、タイ工業団地公社 |
| 通信（4社） | CATテレコム、TOT（旧タイ電話公社）、タイ郵便公社、MCOT |
| 農業（5社） | 農産物市場機構、タイ国酪農振興機構、タイゴム協会、水産物市場機構、公共倉庫機構 |
| 商業（8社） | タイ政府宝鑑局、バンコク船渠有限会社、タイ・ブレイキングカード公社、タイたばこ専売公社、警察印刷局、タイ酒造機関、市場機構、タイホテル観光企業連合 |
| 天然資源（3社） | 林産業機構、植物園機構、動物園機構 |
| 金融（10社） | クルンタイ銀行、タイ中小企業開発銀行、農業・農業協同組合銀行、タイ輸出入銀行、政府貯蓄銀行、タイ政府住宅銀行、タイ国イスラム銀行、タイ住宅抵当証券公社、中小企業信用保証公社、政府質屋局 |

（資料）State Enterprise Policy Officeを基に日本総合研究所作成

産を有しており（図表15）、政府への納付金は歳入の6%に相当する。国営企業全体でみた収益は黒字が続いているが、ROA（総資産利益率）は約2%程度であり、平均ROAが5%を超えているタイ証券取引所の上場企業と比べると見劣りする。公共性を重視する国営企業では提供するサービスの価格が意図的に低く設定されていることもあるため、利潤最大化を目的とする民間企業と同等の収益性を達成する必要はないものの、経営効率の改善余地は大きい。

経営効率化に向けた取り組みのひとつとして、政府は国営企業のガバナンス強化に向けて、シンガポールの政府系投資ファンド、テマセク公社のような持ち株会社を設立する計画を打ち出した。2016年8月には同計画の関

図表15 主要国営企業の総資産（2015年）



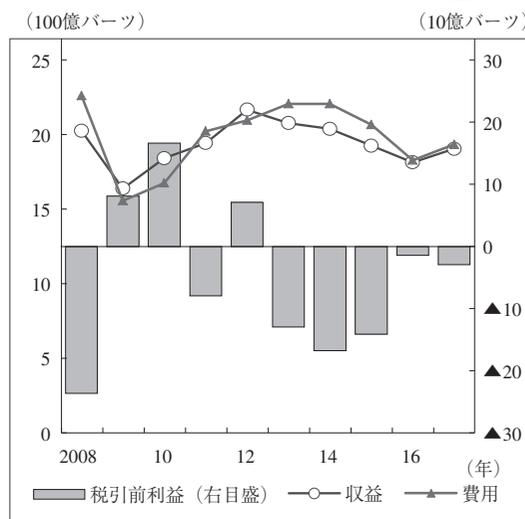
（資料）State Enterprise Policy Office

連法案の草案が閣議で承認され、持ち株会社設立に向けた動きが具体化し始めた。また、2017年8月にも同計画を含む国営企業の監督を強化する法案が閣議で承認され、民政復帰に向けた総選挙前にタイ国際航空やPTT、TOTなどを含む11社を所管する持ち株会社を設置する計画が持ち上がった。しかし、NLAで関連法の草案に関する議論が長引いていることを理由に、SEPOのプラパット事務局長は2018年10月末に持ち株会社の設立時期を延期するとの考えを示している。持ち株会社設立に向けた動きは今後も続くと思われるが、所有構造の変更によりガバナンスが期待されるように改善するかは不透明である。国営企業の所轄官庁である財務省を始めとした政府からの国営企業への役員の任命プロセスを明確化するとともに適切性を定期的に検証出来るように情報公開を進めることが求められるが、このような改革は一般的に政府の既得権益層との対立を招くため、容易には実現しないだろう。

実際、政府は経営難が続くタイ国際航空、タイ鉄道公社、TOT、バンコク大量輸送公社、CAT、中小企業開発銀行などに対して業務改善を指示しているものの、いずれの企業でも経営立て直しは遅れている。株式の3割程度が民間に保有され（注9）、証券取引所に上場していることを背景に、経営改善に向けた圧力が強いタイ国際航空でも経営難から脱却出来ていない。2015年入り後の原油価格下落

に伴う燃料コストの低下により同社の経営状況は大きく改善したものの、それでも黒字転換しておらず、株価の低迷と無配当が続いている（図表16）。同社は営業経費削減に向けて、最新のデジタル技術を活用する効率的な保守整備施設や整備技術者のトレーニングセンターをウタパオ空港近辺に設立し、2022年までに累積赤字を一掃する目標を表明している。しかし、こうした取り組みだけでは不十分で、不採算路線の削減やそれに伴う人員整理などの抜本的な対策も必要である。しかし、政府や軍からの天下り役員が多く、利益意識の薄い経営体制下で改革がどこまで進むかは不透明である。Charamporn前社長も2016年4

図表16 タイ国際航空の税引前収益



(資料) タイ国際航空アニュアルレポート

月のインタビューで同社の経営改革への意識の低さを指摘している（注10）。経営改革を加速するために完全民営化を実施することも一案ではあるが、既得権益を有する財務省のみならず、労働組合側からも反発が予想されるため、同社の早期の完全民営化は困難だろう。

タイ国際航空とともに経営難が問題視されているタイ鉄道公社も、同社が保有している未活用の土地をリースすることで経営状況を改善させる方針を示しているが、これらの取り組みは途上にある。経営立て直しが遅れる場合、赤字補填のための財政負担の拡大に加え、高速鉄道計画に対しても悪影響が生じるリスクがある。実際、日本の新幹線方式の導入が予定されているバンコク－チェンマイ間の高速鉄道計画については、当初の想定していた一日当たり利用者よりも少ない利用者数になる可能性が示されたことを受けて、タイ国内では導入費用の高い日本方式の導入の再検討を求める声が出ている（注11）。

(4) PPP推進に向けた動き

こうしたこともあり、政府は歳出抑制や国営企業の経営効率化に向けて、インフラ開発プロジェクトにおいて、PPP（Public-Private Partnership）方式を活用する方針を示している。例えば、2018年2月にEEC政策委員会で承認された総額約1兆バーツのEEC関連のインフラ整備計画について、事業支出の6割に

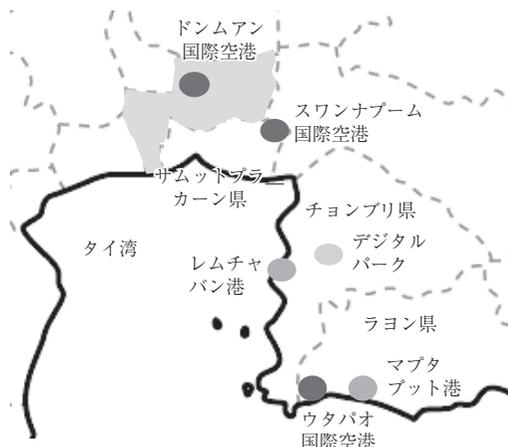
相当するプロジェクトをPPP方式で実施している。とりわけ、優先度の高い承認済プロジェクトとしては、①ウタパオ空港の拡張工事及び航空関連産業誘致に向けた周辺地域の開発、②スワンナプーム空港、ドムアン空港、ウタパオ空港の3空港を結ぶ高速鉄道整備、③マプタプット港の第3期拡張工事、④レムチャバン港の第3期拡張工事、⑤ウタパオMRO（Maintenance, Repair, and Overhaul Center、整備・修理・分解点検センター）の整備、⑥デジタル関連企業向け工業団地「スマートパーク」建設、の6事業が挙げられる（図表17）。また、バンコク首都圏の地下鉄「オレンジライン」の東西区間、「パープルライン」の延伸区間についても、PPP方式での実施に向けて承認手続きが進められている。

PPP案件の加速に向けて、プラユット首相は2017年5月に暫定憲法44条に基づく強権を発動し、PPPに関する承認手続きを大幅に簡素化した。一段の迅速化に向けてPPP関連法を改正する動きも進んでいる。SEPOのプラバット局長は、これまで平均44ヵ月かかっていた承認手続きが6ヵ月程度に短縮されるとみている。ただし、インフラ整備にかかわる手続きの過度の簡素化がEIA（Environmental Impact Assessment、環境アセスメント）の軽視につながり、のちに重大な環境問題を引き起こすことを懸念する声もNGOなどから出ている。

図表17 大型PPP案件・事業費

| 案件名 | 事業費（億バーツ） |
|--|-----------|
| スワンナブーム空港、ドムアン空港、ウタパオ空港の3空港を結ぶ高速鉄道整備 | 2,245 |
| ウタパオ空港の拡張工事及び航空関連産業誘致に向けた周辺地域の開発、整備・修理・分解点検センターの整備 | 2,000 |
| レムチャバン港の第3期拡張工事 | 1,558 |
| マプタプット港の第3期拡張工事 | 102 |
| バンコク：オレンジラインの延伸 | 2,380 |
| バンコク：パープルラインの延伸 | 1,280 |

（資料）日本総合研究所作成



(5) 社会保障制度改革に向けた動き

最後に社会保障制度の見直しの動向をみる。政府は民間企業の従業員を対象とする社会保障基金（SSS）の給付開始年齢を55歳から60歳への引き上げることによって年金制度の安定性を高めるため、60歳を退職年齢と規定する法改正を2017年に実施した。また、公務員の定年についても現行の60歳を63歳に引き上げることが計画されている。定年延長に伴う企業の人件費増加に対応すべく、高齢者の雇用に関する追加税制優遇措置の導入も検討している。退職年齢の引き上げは給付開始年齢の引き上げとともに、後述する人手不足への対応にもつながるものである。ちなみに、給付開始年齢の引き上げについてSSO (Social

Security Office、社会保障事務局) が2017年後半に実施したアンケート調査では、回答者の約7割が引き上げを支持する結果が示された。この理由としては、加入期間が年金給付を受けるのに必要な期間を満たしておらず、一時給付金のみしか受け取ることの出来ない世帯の多くが、支給開始年齢の引き上げに伴い支給額の増加を期待していることがあると思われる。他方、「30バーツ医療制度」については、プラユット首相は現行の制度を維持する方針を示しているが、法改正により同制度が廃止されるとの臆測も出ている。同制度の廃止は社会的にも大きな影響を及ぼすことから、いきなり全廃される可能性は低いと考えられるものの、財政の安定性向上に向けて今後負担額の引き上げや保障範囲の縮小が検

討される可能性がある。

税制や年金制度と比べると、介護分野の対応は大幅に遅れている。前述したように、タイではこれまで家族による自宅での介護が一般的であったこともあり、公的な介護保険制度は整備されていない。しかし、少子高齢化がハイペースで進展するなか、従来型の介護体制は破たんするリスクがある。2017年時点で寝たきりの高齢者は約18万人いるが、疾患率の高い80歳以上の高齢者層の増加に伴い、2030年代には30万人を超え、2040年代には50万人台に達すると予想される（図表18）。そのため、介護が深刻な社会問題化するリス

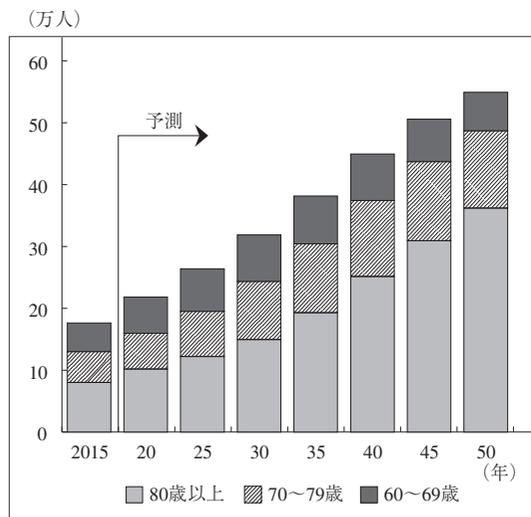
クがある。NHRC（National Human Rights Commission of Thailand、タイ国家人権委員会）は、2018年11月に開催したセミナーで、高齢者への介護放棄や精神的・肉体的虐待といった社会問題が深刻化することに対して強い懸念を表明した（注12）。

こうしたことを踏まえて、2017年4月に財務省が全国5カ所で合計2,000戸の高齢者向け住宅を建設する方針を示すなど、介護施設の拡充に向けた取り組みが進められている。また、大手私立病院も関連施設の建設を積極的に進めている。例えば、トンブリ病院は、パトゥムタニ県にバンコク首都圏で最大規模の高齢者向け複合住宅「Jin Wellbeing County」を開発する方針を2017年5月に発表するとともに、2018年9月にはバンコク市内に「Thonburi Hospital Health Village Pracha Uthit」を開発する方針を発表した。介護分野への参入は加速しつつあり（図表19）、政府も介護施設の安全対策やサービスにかかわる基準の整備を進めている。

しかし、現在開発が進められている殆どの施設は富裕層や医療ツーリズムで長期間タイに滞在する外国人高齢者を対象としたものである。低所得者に対する主たる介護提供者が自治体から派遣されるボランティアと家族に限られる状況に変わりはない（図表20）。

公的な対応が遅れるなか、2015年に設立されたHealth at Home社がスマートフォンを利用した効率的で従来よりも安価な介護派遣

図表18 寝たきりの高齢者数の予測



(注) 2017年の高齢者実態調査における年齢別寝たきり比率と国連の年齢別人口予測（中位）を基に試算。
 (資料) National Statistical Office、United Nationsを基に日本総合研究所作成

図表19 高齢者住宅・介護施設の運営などに関する近年の参入動向

| 報道・公表日 | 内容 |
|----------|---|
| 2016年1月 | 日本の介護事業会社リエイ社、バンコクで富裕層向け有料老人ホーム「Riei Nursing Home Ladprao」を開設。 |
| 2017年2月 | 東京都中小企業振興公社、高齢者介護サービス、在宅医療機器、高齢者向け用品などに関わるタイと日本企業のビジネスマッチング会を実施。 |
| 2017年2月 | 日本介護事業会社サンガグループ社、医療・介護施設の運営管理のコンサルティングや医療介護人材の育成事業を行うMOSサンガ社を設立。 |
| 2017年4月 | 財務省、サムットプラカン、チェンマイ、チョンブリ、ナコンナヨック、プラチュアブキリカンの5カ所で高齢者向け住宅を2,000戸以上建設する方針があることを表明。 |
| 2017年5月 | 私立病院チェーン、トンブリ・ヘルスケア・グループ社、バンコク首都圏で最大規模となる高齢者向け複合住宅「Jin Wellbeing County」をバトゥムタニに開発すると発表。 |
| 2017年6月 | 日本の介護事業会社ウエルシスパートナーズのタイ法人、在タイ日本人高齢者向けの介護施設「WECC Garden Latphrao」を開設。 |
| 2017年7月 | 不動産企業4社（Nye Estate、Chewathai Public、LPN Development、CH Karnchang）の合弁会社がブーケットで高齢者向け住宅を開発すると発表。 |
| 2017年7月 | 美容系大手私立ヤンヒー病院、「Yanhee Elederly Center」を開設。 |
| 2017年8月 | 不動産開発Sunplay Asia、東部で高齢者向け高級リゾート「Sunplay Bang Sarey」の第3期分の販売開始。 |
| 2017年9月 | 三菱東京UFJ銀行、高齢者ビジネスに関心のあるタイ企業約20社を日本に招聘し、介護施設向けロボットやバリアフリー住宅に関する視察会を実施。 |
| 2017年10月 | 大手財閥CPグループ系列の不動産会社MQDC（Magnolia Quality Development Corporation Limited）社、高齢者の介護関連サービス事業を行うAspen Corporation社を設立。 |
| 2018年2月 | ホテル運営を行うプリンシパル社、バンコク東部に高齢者向けサービスアパートを開発する方針。 |
| 2018年6月 | 不動産大手スプライ社、中部サラブリー県に「Supalai Elederly Home & Wekness Center」を開発する方針を発表。 |
| 2018年9月 | トンブリ・ヘルスケア・グループ社、バンコク市内に「Thonburi Hospital Health Village Pracha Uthit」を開発する方針を発表。 |

（資料）各種報道、各社ホームページを基に日本総合研究所作成

図表20 所得階層・要介護度別にみたタイの主な介護提供主体

| | | 要介護度 | | |
|------|-------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|-----------------------|
| | | 低 | 中 | 高 |
| 所得水準 | 高所得 （*可処分所得 35,000ドル以上） | 高齢者向け住宅 | 介護付老人ホーム | 療養型病院（民間） |
| | 中所得 （*可処分所得 5,000ドル以上） | デイケア （高齢社会 サービス センター） | 住み込み・通いのメイド | 住み込み・通いの介護士、医師の自宅への派遣 |
| | 低所得 （*可処分所得 5,000ドル以下） | | 健康増進病院や自治体のヘルスセンターなどからのボランティア派遣 | 療養型病院（公的） |

（注）厚生労働省「介護サービス等の国際展開に関わる報告書」の“タイ介護市場既存プレーヤーのマッピング（現状）”を編集。

（資料）日本総合研究所作成

サービスを立ち上げるなど、民間から社会問題を解決しようとする動きが出始めている。同社は、カシコン銀行系のムアンタイ生命保険と提携することで、要介護者の医療負担を軽減することを目指している。また、2017年9月に政府貯蓄銀行が居住用の土地・家屋を担保に老後の生活資金を融資するリバース・モーゲージを導入した。しかし、前者は依然としてサービス価格が低所得者にとって高額であること（注13）、後者は高齢者の金融リテラシーが限られることに加え、長寿リスク、金利変動リスク、不動産価格変動リスクなどの課題も存在することから、活用は限定的なものにとどまるだろう。

これらを踏まえると、2002年に30パーツ医療制度を導入したように、介護分野でも公的な支援体制を拡充させるような政策を導入する必要があるだろう。政府の社会保障政策のアドバイザーも務めるTDRI（Thailand Development Research Institute、タイ開発研究所）のWorawan Chandoevrit氏も、公的介護を充実させるため、40～65歳が毎年500パーツを拠出する基金の創設を提言しており、今後公的な介護保険制度に関する議論が深まっていくと予想される。ちなみに、タイの保健省は2017年7月にわが国の厚生労働省と高齢化社会への政策対応や医療分野の技術協力などを含む高齢化対応に関する協力の覚書を締結している。わが国が2000年に公的介護保険制度を導入した経験の共有は、タイの政策立

案に際して有意義な示唆をもたらすだろう。

- (注6) IMFは、むしろ現在の公共投資が過少であり、民間投資や対内直接投資を抑制するリスクについて言及している。そのため、潜在成長率の引き上げに向けて、一時的にインフラ関連支出を現状よりも拡大させることを提唱している。
- (注7) 2018年3月29日 Bangkok Post “Aging Society Prompts Ministry Tax Review” <https://www.bangkokpost.com/news/general/1436790/ageing-society-prompts-ministry-tax-review>
- (注8) 2018年10月8日号バンコク週報。
- (注9) 財務省、政府系投資ファンドVayupak Fund 1、政府貯蓄銀行が、それぞれ51.0%、15.2%、2.1%の株式を保有しており、残りの3割は民間に保有されている。
- (注10) 日本経済新聞（電子版）2018年4月12日「タイ航空、4期ぶり黒字へ 社長「止血終えた」」
- (注11) SankeiBiz 2018年3月12日「タイ、混迷深める高速鉄道計画 建設費めぐり日本に揺さぶりも」 <https://www.sankeibiz.jp/macro/news/180312/mcb1803120500001-n1.htm>
- (注12) NHRCウェブサイト「กรม. จัดเวทีรับฟังความคิดเห็นต่อ “ร่างข้อเสนอแนะเพื่อคุ้มครองสิทธิของผู้สูงอายุ” เตรียมขงรัฐบาลเร่ง」 <http://www.nhrc.or.th/News/Activity-News/กรม-จัดเวทีรับฟังความคิดเห็นต่อ-ร่างข้อเสนอแนะเพื่อ.aspx>
- (注13) 同社のサービス価格は従来型の訪問介護と比べると5分の1程度に抑えられるものの、それでも月々のサービス価格は月3万パーツ程度と、2017年の被雇用者の平均賃金（月13,722パーツ）の倍以上の金額である。

3. 労働人口減少への対応

続いて、高齢化の進展に伴い深刻化が予想される労働力不足への対応についてみる。まず、どのような分野で人手不足が深刻になるのかを整理し、次に政府や企業の対応方針をみる。

(1) 深刻化する人手不足

タイの失業率は、2000年代中盤以降、1%程度の低水準が続くなど、労働市場の需給ひっ迫が常態化している。2010年代に入り経

済成長ペースが鈍化したにもかかわらず低失業率が続く背景としては、ASEANの域内統合を睨んだタイへの積極的な事業展開が進められたこと、これまで労働市場のバッファーとして用いられていたカンボジア、ラオス、ミャンマーからの不法労働者の取り締まりが厳格化されたことを指摘出来る。2017年6月に新外国人労働法が施行され、不法就労者に対する罰則規定が厳格化したことを受けて、施行から数週間で約3万人の労働者が帰国し、外国人労働者への依存度の高い建設業や飲食業では人手不足感が強まった。また、周辺国からの労働者とともに労働市場のバッファーの役割を果たしていた地方からの農閑期の出稼ぎ労働者の移動が、農家の高齢化に伴い縮小したことも労働市場の需給ひっ迫の一因として指摘出来る。英語や日本語といった語学能力や高度なIT能力を有する人材についても、人材プールが限られることもあり、人材確保が困難な状況が続いている。

今後、高齢化により労働力不足が深刻化する業種としては、まず就業人口の3割強を占める農林水産業が挙げられる。同産業では農業の担い手の高齢化が進んでいるにもかかわらず、若年層世代の後継者の育成が進んでいない。また、小売業や労働集約型の食品製造業、インフラ整備が本格化する建設業でも人手不足が強まると予想される。加えて、医療・介護分野でも人手不足感が強まるだろう。

(2) 人手不足への対応の方向性

深刻化が予想される人手不足に対して、企業は自動生産技術やデジタル技術を活用し生産性を高めることで対応している。

輸送機械産業や電子機器産業といった資本集約的な製造業では既に多くの生産工程が自動化されているが、それ以外の製造業も生産自動化に向けた取り組みを進めている(図表21)。例えば、食品最大手のCPフーズは、最新型の工場でパン生産の完全自動化を実現し、生産に必要な従業員数を従来対比で7割近く削減することに成功している。また、飲料大手タイ・ビバレッジ傘下のOishiも、自動生産技術の活用により緑茶工場に新たに設置された生産ラインにおける必要従業員数を9割近く削減した。消費財大手サハ・グループも、グループ内の食品関連工場や日用雑貨品の生産の自動化を進めている。

これまでのところ、工場の自動化は、主に資金力のある大企業で実施されているが、中小企業の生産自動化に向けた取り組みも進められている。例えば、2018年5月に、中小企業の産業高度化支援に向けて工業省がITC (Industry Transformation Center) を正式に開設した。同センターの中核事業の一つは、効率的な生産体制の構築に向けた、システムインテグレーターの育成事業である。本事業は日本の経済産業省が推進する「日ASEAN新産業創出実証事業」にかかわるものであり、

図表21 製造業の生産効率化に向けた取り組み

| 項目 | 内容 |
|---|--|
| 工場の自動化（食料品） | 食品製造大手チャロン・ボカパン・フーズ（CPF）、2017年に東部チャチュンサイ県に新たに開設したハンバーガーやパン製造工場で完全自動化を実現し、必要人員数は従来対比約7割減少。 |
| 工場の自動化（食料品） | 飲料製造大手タイ・ビバレッジ、2017年にサラブリー県の緑茶製造工場に設置した新ラインで高度な自動化を実施し、必要人員数を従来対比約9割削減。 |
| 工場の増強（食料品） | 消費財大手サハ・グループの傘下企業のプレジデント・ベーカリー、バンコク東部のパン製造工場を順次自動化を進める方針。「ママ」ブランドの即席麺を製造・販売するタイ・プレジデント・フーズも、工場の自動化に向けた投資計画を2018年中に策定する見込み（報道ベース）。 |
| 工場の増強（食料品） | タイ味の素、サラブリー県の生産設備の増設や包装工程の自動化などを通じて風味調味料「ロディー（Ros Dee）」の生産能力を現行対比4割増強すると発表。 |
| 工場の増強（ガラス生産） | 大手ビール財閥ブンロート・ブルワリー系のガラス製品メーカー：BGコンテナグラス、高温で作業環境の厳しいガラス瓶工場での作業人員の確保が困難であることに対応するため、産業ロボットの導入によりガラス瓶工場の自動化を推進する方針（2018年6月、報道ベース）。 |
| 中小企業のロボット導入に関する低金利融資 | 産業用機器販売会社ユニーク、2018年9月に三菱UFJ傘下のBOTリース、BSLリーリング、バンコク・グランド・パシフィック・イーストと年利2～4%で中小企業向け産業ロボットのリースサービス提供する覚書を締結。 |
| タイ工業連盟と労働省の自動化向け人材開発協力 | タイ工業連盟、2017年5月にタイ労働省技能開発局と共同で製造の自動化とロボティクス向け人材を育成する研修所「MARA（Manufacturing and Automation Robotics Academy）」を設置すると発表。2021年までに100万人強の研修を目指す方針。 |
| ロボット研究所の開設 | 2018年6月、パンヤピワット経営大学（PIM）、ロボット技術開発センター「iCRAS」を開設。日本の産業用ロボット大手の安川電機、中国系産業用ロボットメーカー瀋陽新松機器と同産業の人材育成に関する協力の覚書を締結。 |
| 中小企業の産業高度化支援センター（Industry Transformation Center）の開設 | 2018年5月、工業省、中小企業の産業の高度化を支援するITC（Industry Transformation Center）を開設。日本の経済産業省が推進する「日ASEAN新産業創出実証事業」を受けて、デンソーが効率的な生産システムの育成プログラムを提供。 |

（資料）各種報道、各社ウェブサイトを基に日本総合研究所作成

JETROから委託されたデンソーが地場の大学やインテグレーター会社と提携しながら育成プログラムの提供を通じて中小企業の産業高度化を促進するものである。

また、工業省はITC以外の案件でも、中小企業の自動化・デジタル化促進に向けて日本企業との協業を進めている。東洋ビジネスエンジニアリングや生産ラインのモニタリングシステムを手掛けるi Smart Technologiesと協力して、IoT（Internet of Things）を通じた工場の「見える化」を進めている。中小企業の

ロボット導入支援に向けて、リース会社が協力してキャンペーン金利を適用するなど、資金面の支援体制も整いつつある。

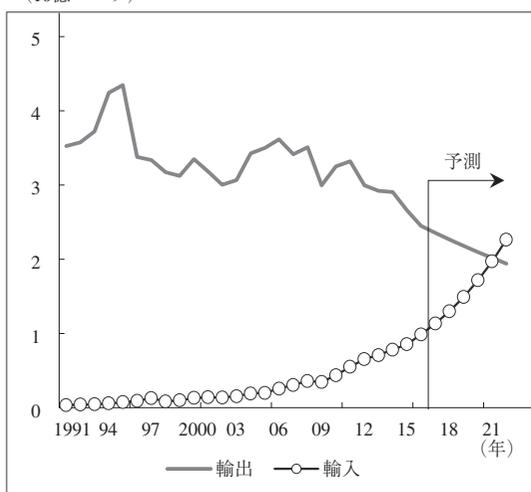
他方、自動化・デジタル化による効率化が困難な労働集約的な生産工程については、企業はカンボジア、ミャンマー、ベトナムへの生産拠点の移管を進めている。例えば、現時点では完全自動化が困難な労働集約的なアパレル生産は、タイからカンボジアやミャンマーへの生産移転が続いている。これにより、2010年代入り後からタイのアパレル輸出は減

少が続く一方、輸入の増加が続いている（図表22）。近年のペースを踏まえると、2020年代にはアパレルの純輸入国に転じると予想される。また、自動車の車内配線を始め、様々な電子機器で用いられるワイヤーハーネスの製造もカンボジアやベトナムへの生産シフトが続いている。カンボジアの国境近くに位置し、日本企業向けの経済特区であるポイペトSEZがタイとカンボジアの国境近辺に開発されたこともあり、自動車やHDDの部品生産をカンボジアで行う企業も出始めている（図表23）。ラオスでも2015年12月に日系企業向けの工業団地であるパクセー・ジャパン日系中小企業専用経済特区が設立されたことを受

けて、タイからの生産シフトが起り始めている。BOI（Board of Investment）も、付加価値の高い産業に対して手厚い税制優遇措置を施す一方、労働集約型の産業に対する優遇措置を削減する制度変更を実施するなど、周辺国への生産シフトを税制面から後押ししている。

このようなタイ国外への工場移転は、新産業の育成や産業間の労働移動が遅れる場合、国内産業の空洞化・雇用減少につながるリスクがある。わが国でも、1985年のプラザ合意をきっかけとした急速な円高や2000年代の経済のグローバル化の進展を背景に、中国やタイを始めとしたアジア新興国への生産拠点のシフトが続くなかで、国内経済への悪影響が懸念された。しかし、タイについては、①

図表22 タイのアパレル輸出入（HS61-62類）
（10億パーツ）



（注）2017年以降は、2006～2016年の期間平均増減率を基に推計。

（資料）United Nationsを基に日本総合研究所作成

図表23 カンボジア SANCO Special Economic Zoneで生産を行う日系企業

| 会社名 | 主な製造品目 |
|--------------------------------------|-----------------|
| NHK Spring (Cambodia) | 車のカーシート |
| Steel Hub | 建設のためのスチールパイプ |
| SC Wado Component (Cambodia) | PCのHDD用のベースプレート |
| Techno Park Poipet PVT | 自動車部品 |
| Koiwa Bond (Cambodia) | カーシートカバー |
| Sumitronics Manufacturing (Cambodia) | 電子部品の製造 |
| Mabichi (Cambodia) | 鉄鋼メーカー |
| Sanko Electronics (Cambodia) | 電装部品・ワイヤーハーネス製造 |

（資料）Sanco Poipet SEZ ウェブサイト

労働市場の需給ひっ迫が続いていること、②国際分業が生産性の向上につながるといった見方が強いことなどを背景に、これまでのところ生産シフトの悪影響を警戒する見方は少ない。

他方、非製造業では、デジタル技術を積極的に活用した取り組みが進められている。小売・卸売業では各社がEC（電子商取引）を進めており、百貨店大手のセントラルは、今後5年でECの販売比率を足元の1%程度から15%程度に高める方針を示している。DEPA（Digital Economy Promotion Agency、デジタル経済振興機関）も、中小規模の小売・飲食店を主なターゲットとし、デジタル化の規模に応じて1～100万バーツの支援金を提供するなどの措置を実施している。

商業銀行も金融サービスのデジタル化などを通じた物理的な支店・従業員の削減を進めている。サイアム商業銀行は、2018年に今後3年間で支店を3分の1程度に削減する方針を示しており、クルンタイ銀行も人員を削減する方針を示している（注14）。

3割強の就業者が従事する農業における取り組みはまだ試験的な段階にあるが、ドローンを用いた肥料や種の散布、コンピューターによる天候リスク管理などいくつかの取り組みが進められている。BOIも、こうした取り組みを奨励するため、生産性向上に新技術を活用する事業に対して5年間の法人税の免除を含む税制優遇措置を提供している。また、

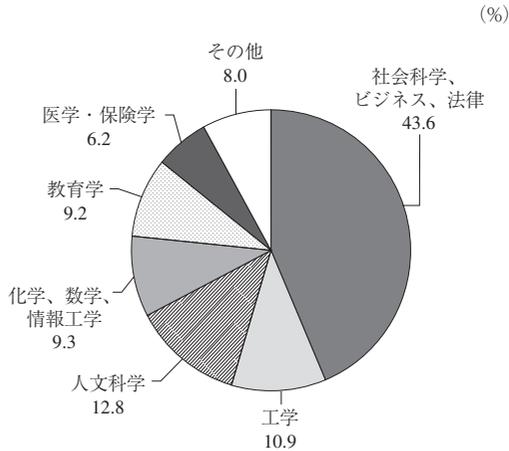
導入設備の有効利用を促進するため、農地集約も促進している。

(3) 懸念される人材開発の遅れ

ただし、一連の取り組みを進めるうえで最も重要な役割を担うIT・ロボット工学の人材不足が自動化・デジタル化の制約要因となることには留意すべきである。これに対し、政府は産官学の連携を促進するとともに、2018年12月にはEECの10の優先産業（注15）を支える人材育成を急ぐよう指示している。また、高度外国人材の受入促進に向けて「スマートビザ」の発給を行うなどの対応も進めている。AI分野で高い競争力を誇るカーネギーメロン大学がモンクット王工科大学ラートクラバン校と共同でブランチキャンパスを設立するなど、海外の一流大学との連携も開始された。タイ工業連盟もタイ労働省技能開発局とロボット産業にかかわる人材育成のための研修所であるMARA（Manufacturing Automation and Robotics Academy）を設置し、2021年までに100万人の研修を実施することを目指している。

しかし、ITやロボット分野を専攻する学生が限られていること（図表24）、教育改革に目立った進展がみられないこと、タイのAI関連のエンジニアの給料がアメリカや中国などと比べると低いことなどを踏まえると、こうした取り組みにより人材不足が直ちに解消されるとは考えづらい。チュラロンコン大学

図表24 タイの学部生の専攻構成（2016年）



(資料) National Education Information System

教育学部のAthapol Anunthavorasakul准教授も、2018年5月のNation誌の教育改革にかかわる記事のなかで、首相府に今後の教育制度の改革について提言を行うための委員会であるICER（Independent Committee for Education Reform）が2017年前半に設立されこと以外に過去数年間に特に目立った進展はみられなかったと指摘している（注16）。その後、2018年10月には、科学技術省、教育省傘下のOHEC（Office of Higher Education Commission）、NRCT（National Research Council of Thailand）、TRF（Thailand Research Fund）などを統合して、高等教育の質向上や研究開発の効率化を促進するための「Research and Higher Education Ministry」を新

設することが承認されるなど、行政上の改革が進められたものの、これらは教育改革の出発点に過ぎない。教育改革はその効果が発現するまでに長い期間が必要であることから、政府は即効性のある経済インフラ開発に重点を置きがちである。

(注14) 商業銀行の金融サービスのデジタル化やそれに伴う影響の詳細については熊谷 [2018] を参照。

(注15) 競争力を強化する5つの既存産業：次世代自動車、スマートエレクトロニクス、医療・健康ツーリズム、先進農業・生物工学、食品製造業、今後育成する5つの新産業：ロボット産業、航空・ロジスティクス、バイオ燃料・バイオ化学、デジタル産業、医療ハブ。2018年12月には上記に教育と国防が追加されている。

(注16) Nation 2018年5月25日「Special Report: Thai junta steers education reform to nowhere」

4. 在タイ日系企業への影響

最後に、高齢化に伴う様々な変化が在タイ日系企業に与える影響をみる。

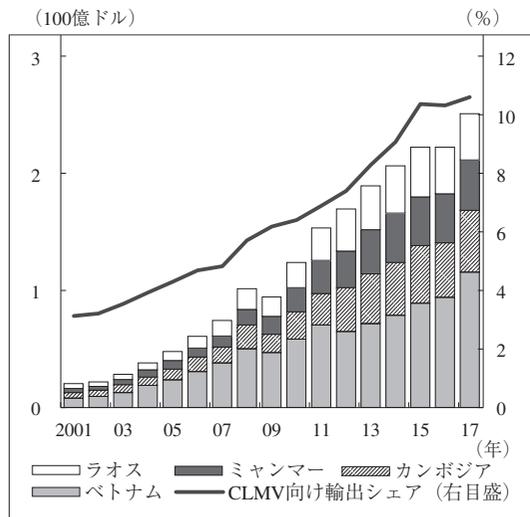
(1) 予想される事業環境の変化

高齢化の進展は、各種制度変更と相まって様々な面から在タイ日系企業に影響を及ぼす。まず、労務面では、労働力人口の減少に伴い人材獲得競争が一段と激化する。また、従業員の定年延長や社会保険の企業負担の増加に合わせた、給与・昇進制度の見直し、中高年労働者の生産性上昇に向けた研修など、人事面での様々な対応も必要になる。人手不足への対応を進める観点から、自動化・デジタル化や周辺国への工場の移転などを検討する必要もある。

加えて、販売戦略についても見直しを迫られることになるだろう。少子高齢化により若年層向け販売を中心にGDPの50%強を占める個人消費の増勢が鈍化する一方、周辺国では

底堅い経済成長が続く。ASEAN域内の経済統合の一段の深化を受けてタイから周辺国への事業展開がこれまでよりも容易になることもあり、今後はタイ国内だけでなく、周辺国にもビジネスを展開していく重要性が高まると予想される。タイの周辺国向けの輸出シェアは依然として全体の10%程度であるが、金額・シェアともに過去10年で確実にプレゼンスを高めている（図表25）。BOIもタイを地域統括拠点として活用する企業に対する税制優遇措置を提供しており、タイを軸とした周辺国への事業展開への関心が一段と高まっていくと予想される。

図表25 周辺国向け輸出



(資料) Bank of Thailand

(2) 新たなビジネスチャンス

若年層向けの消費市場は少子化に伴い伸び悩みが続く一方、高齢者向けのビジネスでは様々な分野で日系企業の参入チャンスが拡大すると見込まれる（図表26）。わが国は、高

図表26 日本企業の高齢者関連ビジネスへの参入可能性

| 業種 | | 参入チャンス拡大の背景 | 参入に際しての留意事項 |
|------|------------------|------------------------|---------------------|
| 家計向け | 医療・介護 | 高齢化に伴う需要拡大 | 低所得者向けの社会保障制度の未整備 |
| | 健康志向の食品 | 健康意識の高まり | バンコクでの日本食市場の飽和 |
| | フィットネス | 健康意識の高まり | 欧米企業の参入加速による市場の競争激化 |
| | 観光 | アクティブシニア層の増加 | 観光地の高齢者対応の遅れ |
| | 金融サービス | 退職後を見据えた資金運用や保険への需要増加 | 高齢者資産の偏在 |
| 企業向け | デジタル産業・自動生産関連 | 労働力人口減少、労働コスト上昇への対応ニーズ | IT・ロボット工学関連人材の不足 |
| | 法律・会計・コンサルティング関連 | 税制・会計制度の変更、ビジネスモデルの変革 | 専門職の人材不足 |

(資料) 日本総合研究所作成

齢化でタイを30年以上先行しており、タイ側もわが国のノウハウを吸収することで高齢化問題に適切に対応することを期待している。ビジネスマッチングやセミナーなども既に両国で開催されている。ただし、前述したように、高齢者の保有資産や社会保障制度の違いなどを始め、タイの高齢者を取り巻く環境はわが国とは異なる。そのため、日本のビジネスモデルをそのまま適用するのではなく、タイの実情に合わせて柔軟に対応することが望まれる。

特に有望な産業としては、まずヘルスケア関連産業が挙げられる。各国の所得水準と医療関連支出には明確な相関関係がみられ(図表27)、同支出は今後も実質GDP成長率を

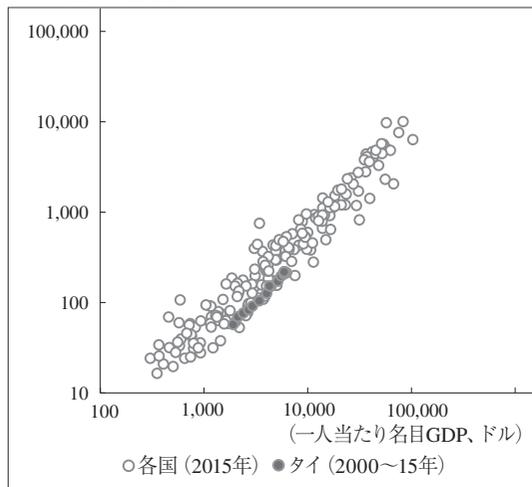
上回るペースで需要拡大が続くと予想される。医療機器や医薬品の輸入額も増加が続いている。ただし、政府は医療費の抑制に向けて、医薬品や医療サービスを価格統制リストに追加することを検討していることから、このような規制動向には留意が必要である。

介護については、前述したように、既にバンコク首都圏在住の高齢者層向けの介護施設の運営、介護人材の養成、介護用品の販売などを手掛ける企業の参入が出始めている。低中所得者向けの社会保障制度が整備されれば同分野への参入はより本格化することになるだろう。タイの高齢者の資産・所得環境などを踏まえると、手頃な価格帯でサービスが提供出来るかが事業を拡大するうえで重要な要素になると考えられる。

また、健康維持・増進に向けて、健康志向の食料品およびフィットネスの市場拡大も期待出来よう。健康食というイメージの強い日本食は既にバンコクで広く受け入れられている。しかし、2017～18年には店舗数が減少に転じるなど、市場が飽和状態に近く、競争が激化していることには留意する必要がある(図表28)。そのため、価格・料理などを始め特色のある店づくりが出来るか、効果的な集客キャンペーンを打ち出せるかなどが成功するうえでは重要である。もしくは、進出余地が残されているバンコク以外の都市で事業を展開することも検討が必要であろう。フィットネスに関しても、近年は欧米系のスポーツ

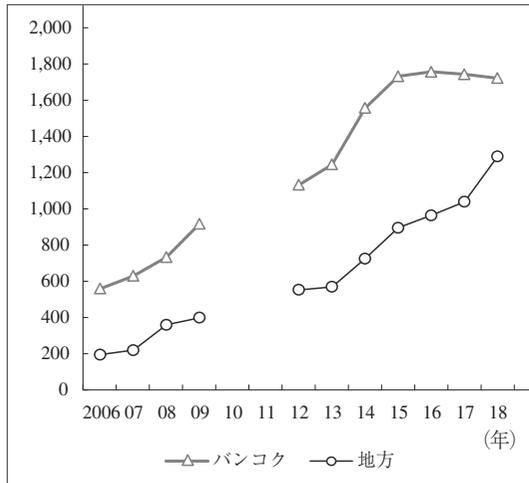
図表27 世界各国の一人当たり名目GDPと一人当たり医療費

(一人当たり医療費、ドル)



(資料) World Bank

図表28 タイの日本食レストランの店舗数
(店舗)



(資料) JETRO (日本貿易振興機構) 「2018年度タイ国日本食レストラン店舗数調査」、「タイの日本食品市場」

ジム運営会社の新規参入が続いており、競争が厳しくなりつつある。

また、60歳前後で退職するアクティブシニアの増加を受けて、シニア向け観光・娯楽市場も拡大が期待される。政府は、2018年に観光客の少ない55県への観光の宿泊費やツアー代金を最大15,000バーツまで税控除の対象と認める観光奨励策を実施したが、高齢者の旅行を奨励するため、両親を旅行に送り出した子女への税制優遇策も検討している。高齢者旅行促進に向けた観光地のバリアフリー対策や高速鉄道などの輸送網の整備が進むにしたがって、同市場は拡大するだろう。なお、一定の資産を有する高齢者については訪日観光需要の増加も期待出来る。

この他、退職後を見据えた資産運用や保険などを含む金融サービスへの需要も拡大が見込まれる。保有金融資産の格差が大きいことを踏まえると、資産運用に関しては収益に大きな影響を及ぼす少数の富裕層を囲い込めるかが事業の成否の分かれ目になる。

企業向けには、デジタル化や自動生産装置関連での市場の拡大が期待出来る。前述したように、工業省と日系企業が連携した取り組みが既に行われているが、この他にも在タイ日本大使館による、日本のスタートアップ企業とタイの財閥系企業の戦略的提携を促進するOIC (Open Innovation Columbus) というプログラムも展開されている。2018年10月には、両国からそれぞれ30社程度が参加し、DX Summit (Digital Transformation Summit) というイベントが開催された。今後、関心を示した財閥との個別面談を経て協業が進むと見込まれる。

また、税制変更、デジタル化・自動化、周辺国の台頭、などにより、ビジネスモデルの転換の必要性が高まっていることを踏まえると、会計・法律などを含む各種コンサルティングサービスに対する需要も拡大するだろう。商務省は2018年6月に外国人事業法を改正して、同分野への参入の自由化を進める方針を示しており、同分野での競争が加速していくと見込まれる。

このように、様々な分野でビジネスチャンスが広がることを踏まえると、経済が成熟し

ていくなかでもわが国のタイ向け投資は引き続き底堅く推移すると見込まれる。

おわりに

タイの高齢化社会への取り組みの方向性については概ね肯定的に評価出来るものの、その取り組みを子細にみると、「検討中」、「計画中」の項目が多い。2019年前半に予定される民政復帰後に誕生する新政権がそれらを実現出来るかどうかは未知数である。日産自動車前会長のカルロス・ゴーン氏は、かつて「実行こそが全て。アイデアは課題克服の5パーセントに過ぎない」と述べ、インプリメンテーションの重要性を強調していたが、政策議論に終始せず実行に移せるかが、今後の焦点となる。

タイの高齢化対応の成否は、ベトナム、ミャンマーなど、タイよりも所得水準が低く今後高齢化社会に突入する国々の政策形成にも影響を及ぼすことになるだろう。

参考文献

(日本語)

1. 熊谷章太郎 [2018] 「デジタル化で支店削減を進めるタイの商業銀行」日本総合研究所 Research Focus, No 2018-007
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/10486.pdf>

(英語)

2. IMF [2016] “Thailand : 2016 Article IV Consultation” IMF Country Report No. 16/139
<https://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2016/cr16139.pdf>
3. ——— [2018] “Thailand : 2018 Article IV Consultation” IMF Country Report No. 18/143
<https://www.imf.org/~media/Files/Publications/CR/2018/cr18143.ashx>
4. McGraw-Hill Education [2014] “Case study, Family Planning in Thailand: A Success Story”
http://www.mhhe.com/Enviro-Sci/CaseStudyLibrary/International/CaseStudy_Family%20Planning%20in%20Thailand.pdf
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/rim/pdf/10453.pdf>

(タイ語)

5. Fiscal Policy Office [2018] สรุปสภาคำคุณพระภรรษบัญญัติวินัยการเงินการคลังของรัฐ พ.ศ. ๒๕๖๑
[http://www.fpo.go.th/main/getattachment/The-law-in-charge-of-FPO/Law-of-Finance-and-Taxation/8519/PPT-กลาง- \(ใช้บรรยายให้หน่วยงานต่าง-ๆ\)](http://www.fpo.go.th/main/getattachment/The-law-in-charge-of-FPO/Law-of-Finance-and-Taxation/8519/PPT-กลาง- (ใช้บรรยายให้หน่วยงานต่าง-ๆ))

本誌は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。
本誌は、作成日時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。